

○財務省告示第百六十七号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十七年四月二十七日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月十三日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百二十八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八						七														五	
額最	行争非者特	国入	イ	払	行争非者特	国入	イ	発	行争非者特	国入	イ	行争非者特	国入	イ	募						
低額面金	入札発競争	札発競争	格競争	込金額	入札発競争	札発競争	格競争	行	入札発競争	札発競争	格競争	入札発競争	札発競争	格競争	入決定の						
千万円		四千四百二十億七千七百七万二千円	八兆九千三百八十億千九百三万九千円			億三千九百二十億円	億三千九百二十億円					込みの応募額を割り当てて各申	募限度額の範囲内において各申	各国債市場特別参加者ごとの応	当てゝる。その応募額を順次割り						「国債市場特別参加者・第I非

九 振替単位

振替法の規定による振替口座簿

十 一 発行価格

平成二十七年四月二十七日

と

イ

額の面額に付き百円一厘以上
額の面額に付き百円一厘以上

ロ

毛額の面額に付き百円一厘以上

十二

償還期限

平成二十七年七月二十七日

に

十三

償還金額

償還金額を支払う。その翌営業日に

十四

場元金支払額

日本銀行額百円につき百円

十五

入札参加

財務大臣から通知を受けた者

十六

払込期日

平成二十七年四月二十七日